

# 平成30年度上期 福岡支部業務実施状況について

---

# 平成30年度 福岡支部重点施策

分野	重点施策							担当グループ	該当ページ	
基盤的 保険者 機能 関係	1	効果的なレセプト点検の推進							レセプト	3
	2	柔道整復施術療養費等の照会業務の強化							業務	4
	3	返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進							レセプト	5
戦略的 保険者 機能 関係	4	データヘルス計画の着実な実施 (第2期)	1	特定健康診査及び特定保健指導の推進	1	健診	1	被保険者（生活習慣病予防健診）	保健	6
							2	被保険者（事業者健診データ取得）		6
							3	被扶養者（特定健診）		6
			2	保健指導	1	被保険者	6			
					2	被扶養者	6			
					2	糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施	7			
	3	健康経営（コラボヘルスの推進）						8		
	5	ジェネリック医薬品の使用促進							企画総務	9
	6	加入者等の理解促進（広報活動）								10
	7	加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）								11
	8	パイロット事業等の実施について								12
	9	医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ（関係方面への積極的な発信）								13

1. 効果的なレセプト点検の推進	3
2. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	4
3. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	5
4-1. 特定健康診査及び特定保健指導の推進	6
4-2. 糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施	7
4-3. 健康経営（コラボヘルスの推進）	8
5. ジェネリック医薬品の使用促進	9
6. 加入者等の理解促進	10
7. 加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）	11
8. パイロット事業等の実施について	12
9. 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ（関係方面への積極的な発信）	13

## 「進捗状況」について

平成30年度の事業進捗度・達成度を自己評価したものです。

A：予定より進んでいる、B：予定どおり、C：予定より遅れている

# 1. 効果的なレセプト点検の推進

## 【事業内容】

- 内容点検 . . . 内容点検効果向上計画の確実な実施。点検員間の情報共有及びスキル向上。
- 資格・外傷点検 . . . システムを活用した効率的な点検の実施。

※内容点検：診療内容の点検、資格点検：資格喪失後受診等を点検、外傷点検：労災・第三者行為による傷病を点検

## 【K P I】内容点検査定率（0.600%以上）

※医療機関から支払基金へのレセプト請求点数に対する内容点検査定点数（協会+支払基金）の割合

## 実施結果

- ◆ 内容点検に係る点検スキルの向上のために各種勉強会等を実施した。
  - ・ 審査医師との勉強会を実施（毎月）
  - ・ 他支部との意見交換会（5月・9月）
  - ・ 診療報酬改定に係る本部研修（7月）
  - ・ 支払基金との勉強会（8月）
- ◆ 資格点検・外傷点検を確実に実施するために業務の標準化を進めた。

【K P I】内容点検査定率（0.589%）H30.7月現在

【効果額】内容点検（64円）H30.6月現在

※効果額は加入者1人あたりに換算した金額。

## 今後の見通し

- ◆ 内容点検については、外部講師による研修会を予定しており、定例の勉強会も併せて点検員の更なるスキルアップに努める。また、行動計画進捗会議により問題点の分析やその改善策を策定し、効果額の向上を図る。
- ◆ 資格・外傷点検については、業務の標準化を更に進め、効率的な点検を実施する。

内容点検については、K P I（査定率）に若干達していないものの、加入者1人当たり効果額では全国第2位（H30.6月現在）という結果を残すことができた。今後も点検スキルの更なる向上に取り組みK P Iの達成を目指す。

進捗状況：B

## 2. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

### 【事業内容】

- 適正受診の促進  
正しい柔道整復のかかり方等についてホームページや広報誌等にて周知広報を実施。
  - 加入者・施術者への照会業務等の強化。  
多部位・頻回受診者を対象に患者照会を実施し、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化。
- 【K P I】 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合（件数）について対前年度以下とする。

### 実施結果

- ◆ 患者照会の際にチラシを同封し、適正受診を促した。また9月の「協会けんぽふくおかだより」にて適正受診の記事を掲載。
- ◆ 患者照会の発送については、目標であった3部位15日以上 of 申請件数（7,570件）を上回る11,043件を発送。  
さらに、頻回受診者（1～2部位15日以上）への患者照会を511件、長期頻回受診者（1年以上継続して3部位以上、かつ1ヶ月の受診日数が15日以上）への患者照会を51件送付したことにより、30年度上期の申請件数は504,972件と前年度上期に比べて約9,500件減少した。
- ◆ 柔整審査会の疑義施術所へのお知らせ文書を59件送付し、50件（84.7%）の施術所にて改善傾向が見られた。
- ◆ K P Iである3部位以上、かつ15日以上 of 施術の申請の割合（件数）については、29年度上期8,039件（1.56%）→30年度上期7,570件（1.50%）と改善している。

### 今後の見通し

- ◆ 引き続き、3部位15日以上 of 申請件数を上回る患者照会を行うとともに、頻回受診者、長期頻回受診者への照会を行い、適正受診についても周知していく。
- ◆ 柔整審査会において、疑義があると判断した施術所へお知らせを送付し、注意喚起を図る。

協会けんぽの加入者及び施術所が増加傾向にあるにもかかわらず、30年度上期の申請件数は前年度上期と比べて減少した。継続的に広報活動を行ってきたことと、患者照会に注力してきた効果と考えられる。

進捗状況：A

### 3. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

#### 【事業内容】

- 保険証回収 . . . 被保険者への文書・電話による催告の実施。事業主への周知・広報活動の実施。
- 債権回収 . . . 債務者への早期アプローチと保険者間調整・法的手続の積極的な実施。

【K P I】医療費に占める返納金割合 (0.054%以下) ※医療費は医療給付費総額、返納金は資格喪失後受診に係る債権  
保険証回収率 (93.0%以上) ※資格喪失後1か月以内の回収率  
返納金債権回収率 (51.12%以上) ※返納金は資格喪失後受診に係る債権

#### 実施結果

- ◆ 資格喪失後受診の抑制のため、事業所訪問・広報誌への掲載・研修会等で周知、広報を行った。
- ◆ 資格喪失時に保険証が返納されていない被保険者に対し、早期に文書や電話による催告を実施した。
- ◆ 債権発生後の催告手順の標準化を進め、業務の効率化及び早期回収に努めた。
- ◆ 国民健康保険との保険者間調整を積極的に実施した。(件数 121件：前年比30%増、金額 25,708,354円：前年比16%増)
- ◆ 裁判所に対する法的手続を積極的に実施した。(支払督促申立 48件：前年比10件減、差押命令申立 23件：前年比15件増)

【K P I】医療費に占める返納金割合 (0.075%) H30.6月現在  
保険証回収率 (90.26%) H30.8月現在  
返納金債権回収率 (20.85%) H30.8月現在

#### 今後の見通し

- ◆ 資格喪失後受診の抑制のため、事業主や加入者に対して、広報誌・各種研修会等を通じて積極的に広報を行う。
- ◆ 債権回収については、催告手順に従い早期にアプローチを行う。また、保険者間調整や顧問弁護士の活用、法的手続を積極的に実施する。
- ◆ 保険証回収・債権回収における電話勧奨を外部業者に業務委託し、早期回収に努める。

各種K P Iについて現時点では達していないが、返納金債権発生防止策として事業所や加入者への積極的な広報や保険証早期回収のための文書・電話勧奨を実施した。また、債権回収強化として保険者間調整や法的手続を積極的に実施した。今後は保険証や債権の回収業務の外部委託による回収強化に努め、K P Iの達成を目指す。

進捗状況：C

## 4-1. 特定健康診査及び特定保健指導の推進

### 【事業内容】

- 特定健康診査の受診率向上に向けた取組み 受診率目標：被保険者62.3% 被扶養者25.9%  
事業者健診データの取得促進、市町村主催のがん検診等との同時実施（被扶養者）等
- 特定保健指導の推進 実施率目標：被保険者14.7% 被扶養者11.6%  
外部委託機関における特定保健指導実施の推進

【KPI】生活習慣病予防健診 実施率 54.3% 事業者健診データ 取得率 8.0% 特定健康診査 実施率 25.9%

【KPI】特定保健指導の実施率を14.5%以上とする。

### 実施結果

- ◆ 生活習慣病予防健診（本人：40歳以上） 実施件数（8月末実績）149,705件（前年度比 4.2%増） 実施率 22.1%
- ◆ 事業者健診結果データ（本人） 取得者数（8月末現在）18,975件（前年度比 35.5%増） 取得率 2.8%
- ◆ 特定健診（被扶養者） 実施者数（8月末実績）14,810人（前年比 0.7%減） 実施率 6.9%  
市町村との連携によるがん検診との同時実施については、今年度全ての市町村で実施が可能となった。
- ◆ 特定保健指導（本人） 初回面談（8月末現在）8,634人（前年比 9.9%増）6ヵ月評価修了数 3,640人（前年比 18.5%増）  
生活習慣病予防健診実施機関のうち、特定保健指導外部委託機関が57機関まで増加（約4割）。健診当日に実施できることもあり実績の約半数を占める。
- ◆ 特定保健指導（被扶養者） 初回面談（8月末現在）188人（前年比 16.5%減）、6ヵ月評価修了数 94人（前年比 54.0%増）
- ◆ 特定保健指導実施率（本人+被扶養者）4.0%
- ◆ 肝炎検査 昨年に引き続きソーシャルマーケティングの手法を用いた検査申込書を使用し、7月までの肝炎検査受検者数は10,833人。  
旧申込書使用の一昨年同期と比較し、約7.7倍となっている。

### 今後の見通し

- ◆ 8月から案内を開始しているショッピングモール健診については、10月から2月にかけて、29会場・61回実施することとしている。
- ◆ 30年度特定保健指導制度改正に伴い、健診機関における健診当日の特定保健指導を推進する。
- ◆ 直営保健師等の保健指導継続支援部分の外部委託を進め、初回面談件数や継続率を上昇させる。
- ◆ 対象者の多様なニーズに合わせ、ICTの活用による特定保健師指導の実施を積極的に提供していく。

健診・保健指導ともに、ほぼ前年を上回っており、KPI達成を視野に入れると下期はさらなる上昇が必要であるが、念願であった県内全市町村との連携による特定健診とがん検診との同時実施の達成や、健診当日における特定保健指導の推進は実施率に寄与したと思われる。

進捗状況：B

## 4-2. 糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施

### 【事業内容】

- 糖尿病・高血圧症未治療者に対する早期受診勧奨の実施。  
(受診勧奨対象者見込み13,000人に対して医療機関受診者目標：1,450人⇒11.1%)
- 糖尿病性腎症重症化予防への取り組みを拡大・継続する。

【K P I】 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.1%以上とする。

### 実施結果

- ◆ 糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨について、8月末まで7,659名対し、受診勧奨を実施した。  
更に、上記対象者のうち重症度の高い1,315名に対して、医療職による電話勧奨を実施した。(昨年度実績：614名実施)
- ◆ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、医師会等との調整ができた福岡市・春日市の対象者574名のうち、339名の初回面談を実施、9月末までに134名がプログラムを完了した。

### 今後の見通し

- ◆ 糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨については、本部からの文書勧奨及び外部委託による電話勧奨を継続して実施する。
- ◆ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、医師会等との調整ができた3市(宗像市・福津市・糸島市)の対象者へプログラムへの参加勧奨を実施する。

糖尿病・高血圧未治療者に対する電話による受診勧奨では、電話勧奨業務の流れや方法を見直し、実施件数が8月末時点で既に昨年度実績のほぼ2倍に達している。糖尿病性腎症重症化予防事業に関してもさらなる実施地域の拡大に向けた調整を積極的に進めることとし、取り組みを拡大・継続する。

進捗状況：A

## 4-3. 健康経営コラボヘルスの推進

### 【事業内容】

- 健康宣言事業所数（健康宣言ふくおか）の拡大を図る
- 健康宣言事業所における取組の質の向上を図る。
- 健康宣言実施事業所を募集し、150事業所の宣言実施獲得を目標とする。

### 実施結果

- ◆ 広報紙面・各種セミナーでの募集、支部直営保健師の積極的な活動により、9月末時点の健康宣言実施事業所数は72（健康宣言事業所数合計：512）となっている。
- ◆ 健康宣言に関する事業所へのフォローとして、9月末時点で220の事業所へ健康づくりアドバイザーを派遣（県との連携）。宣言内容の取り組み状況等を確認するとともに、事業所全体の健康増進に対する意識の向上を図った。
- ◆ 平成30年度健康づくり優良事業所認定制度（福岡支部認定）において、230の事業所を認定した。認定を希望する健康宣言事業所の取り組みの質向上が図られているほか、健診受診率や特定保健指導実施率向上にもつながっている。

### 今後の見通し

- ◆ 平成30年8月より福岡県が開始した「健康づくり県民運動」における「健康づくり団体・事業所宣言」の県知事表彰が平成31年1月頃に予定されている。県を中心とした関係団体の体制が整ってきており、連携を強化して更なる健康経営トレンドの拡大を図る。
- ◆ 健康経営優良法人2019認定制度（日本健康会議認定）の認定発表が平成31年2月の予定。

平成30年度の健康宣言実施事業所数が9月末現在で72となっている。健康づくり優良事業所は昨年比で約3倍の認定数（29年度：77、30年度：230）、健康経営優良法人認定を目指す事業所も増加しており、健康宣言事業所における取組の質向上に繋がっている。

進捗状況：B

## 5. ジェネリック医薬品の使用促進

### 【事業内容】

- 加入者を対象に、自己負担額軽減通知サービスを実施する。
- 事業所を対象に、事業所別ジェネリック医薬品使用割合を通知し、ジェネリック希望シール貼付拡大を図る。
- 調剤薬局を対象に、処方状況を掲載したジェネリック情報提供ツールによる通知を実施する。
- 医療機関・調剤薬局を対象に、ジェネリック医薬品ベスト5リストを作成する。

【KPI】福岡支部におけるジェネリック医薬品使用割合を75.2%以上とする。（平成31年3月時点）

### 実施結果

- ◆ 自己負担軽減額通知を8月に約18万件発送した。また、このタイミングにあわせ、使用促進に関する広報を実施した。
- ◆ 事業所ごとのジェネリック医薬品使用割合を表記した使用促進への協力依頼文書を1,063事業所に送付し、14,000枚の希望シール配布につながった。
- ◆ 協会・国保・後期加入者データによるジェネリック医薬品ベスト5リストを県薬務課と作成中。ジェネリック医薬品推進協議会で医療機関および調剤薬局へ送付する旨、県薬務課が報告し了承を得た。
- ◆ 平成30年5月現在の使用割合は**76.2%**（対前年比5.6ポイント増）となった。

### 今後の見通し

- ◆ ジェネリック医薬品ベスト5リストを完成させ、医療機関及び薬局への提供を開始する。これにより、どのジェネリック医薬品を採用すべきかが選択しやすくなることで、使用率向上が期待できる。
- ◆ 薬局ごとの処方状況を掲載したジェネリック情報提供ツールを調剤薬局に提供すべく、関係団体との調整を行う。
- ◆ 平成32年9月までに政府目標の使用割合80%を達成する。

すでに平成30年度のKPIは達成した。平成30年5月現在で協会けんぽ全国平均を福岡が0.2ポイント上回っている状況。全国初となる協会・国保・後期加入者データによるジェネリック医薬品ベスト5リストの提供を通じて、県薬務課と共同で、診療側への働きかけに踏み込んでいく。

進捗状況：A

## 6. 加入者等の理解促進（広報活動）

### 【事業内容】

- 各種広報媒体により、加入者の健康に役立つ情報や健康保険制度に関する情報を発信する。
  - ・協会けんぽふくおかだより（毎月全事業所へ発送）
  - ・メールマガジン（登録者数約4,200人）
  - ・ホームページ
- メルマガ登録者数の拡大を図る。あらゆる機会を捉え、勧奨チラシを配布する。
- 平成30年度から本格導入される報奨金（インセンティブ）制度を重点的に広報し、特定保健指導実施率など本制度の指標にかかる各種数値を向上させるとともに、加入者の健康増進を図る。

【K P I】 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度（30.1%）以上とする。

### 実施結果

- ◆ 各種広報については、報奨金制度の周知をはじめ、年度計画通り実施した。
- ◆ 報奨金制度については、健康保険委員向け研修会（9回）、年金委員向け研修会などの機会も捉えて実施した。
- ◆ メルマガ登録勧奨を実施し、平成30年度新規登録者数は929人となった。
  - ・任継被保険者の健診案内時に勧奨チラシ同封（約1万4千件）
  - ・ショッピングモール健診案内時に勧奨チラシ同封（約14万件）
  - ・特定保健指導時における登録勧奨
- ◆ K P I の加入者理解率については10月以降、本部による調査が実施される予定。

### 今後の見通し

- ◆ 引き続き年度計画の広報を実施する。
- ◆ 下期にメルマガ勧奨チラシの見直しを実施する。

報奨金制度の重点的な広報をはじめとした平成30年度広報計画を着実に実施できた。メルマガ登録者数の拡大については勧奨件数に比べて、新規登録者数が少ないが、新規登録者929人は上期全国4位となっている。

勧奨チラシの見直しにより、更なる登録者数拡大を図る。

進捗状況：B

## 7. 加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）

### 【事業内容】

- 健康保険委員を対象とした実務研修会の開催や広報誌の発行をとおして制度周知を図る。
- 健康保険事業の推進及び発展のためにご尽力いただいた健康保険委員を対象とした健康保険委員表彰を実施する。
- 健康保険委員未委嘱事業所への、事業所訪問および文書・電話勧奨等を実施する。

【KPI】全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を36.0%以上とする。

### 実施結果

- ◆ 実務研修会「健康保険サポーターゼミナール」を9会場で開催した（9月に5回、10月に4回）。
- ◆ 健康保険委員対象の広報紙「KENPO'S通信」を6月と8月に発行し、制度改正などを周知した。
- ◆ 各種勧奨を通じ、9月末時点での委嘱者数は4,000名（H29年度末比、+549名）、  
委嘱カバー率33.3%（H29年度末比、+4.2%）となった。
  - ・文書勧奨（新適事業所／3,041件、既存事業所／15,957件実施）
  - ・電話勧奨（被保険者50人以上の2,150事業所）
  - ・訪問勧奨（49事業所、ほか特定保健指導訪問時にも勧奨を実施）

### 今後の見通し

- ◆ 大規模事業所を中心に被保険者300人以上の未委嘱事業所への訪問勧奨を実施する。
- ◆ 来年度に向けた研修計画を作成する。

平成30年度KPIの達成にはカバー率を残り2.7ポイント（被保険者数約30,000人分）上昇させる必要がある。  
文書および電話では委嘱に依拠していただけない大規模事業所への訪問勧奨を実施し、36.0%を達成する。

進捗状況：B

## 8. パイロット事業等の実施について

### 【事業内容】

- 多剤/禁忌/相互作用/多受診による重複服用している者に通知文書を送付し、その後の行動変容の有無を検証する。  
基礎的研究結果等を各方面へ情報発信する。
- 薬剤に関する医療提供側（医師・薬剤師）へのアンケート及びインタビューを実施する。

### 実施結果

- ◆ 薬剤に関する医療提供側（医師・薬剤師）へのアンケート及びインタビューについては、関係機関の了承を得ることができず中止せざるを得ない結果となった。
- ◆ 通知事業についても、関係機関の了承を得ることができなかったが、効果的な代替施策を検討する。

### 今後の見通し

- ◆ 検討の結果、重複服薬者へのお薬手帳ホルダー送付事業を実施する方向で調整を開始した。これは福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会において県薬務課から新規事業として報告された、後期高齢者を対象としたお薬手帳カバー送付事業と同じ仕組みで協会けんぽも実施をするものである。これにより、お薬手帳の普及および複数の手帳を使用しづらくすることで多剤、禁忌、相互作用、重複投薬を防止する効果が期待される。

関係各機関との調整に苦戦したため遅れているが、すみやかにお薬手帳ホルダー送付事業の実施に向けた調整を実施する。

進捗状況：C

## 9. 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ（関係方面への積極的な発信）

### 【事業内容】

- 地域ごとの医療提供の実態や偏りを分析し、地域医療構想調整会議の場で意見発信を行う。
- 地域医療構想において被用者保険の意見が反映されるよう、県等と調整を図り、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を高める。
- 各地区の国保運営協議会では加入者の不利益になるような施策が実行されないよう意見発信を行う。

【K P I】他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を79.8%以上とする

### 実施結果

- ◆ 明らかに構想通りに調整が進んでいない地域において、調整が進んでいないことを指摘した。
- ◆ 国民健康保険では保険料および国からの交付金以外に一般会計（税金）から財源に繰り入れし、保険料を抑えている市町村が存在する。そのため、国保運営協議会においては、協会加入者にとって保険料の二重払いとなる法定外繰り入れが安易に行われることがないよう発言し、牽制した。

### 今後の見通し

- ◆ 引き続き新たな区域への調整会議の参加を要請するとともに、各地域が構想通りに調整が進んでいるか注視する。
- ◆ 国保運営協議会では、県単位化に伴う法定外繰り入れの解消を前提とした説明が行われているが、説明通りに解消が進んでいくか、注視するとともに解消が進むよう発言していく。

平成30年度のK P Iである被用者保険者の参加率79.8%の実現にむけ、引き続き健保連と連携しながら4区域の会議への被用者保険者の参加を求めていく。

進捗状況：C